

第 1 6 回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成 1 6 年 9 月 2 4 日（金）

第 16 回田沢湖・角館・西木合併協議会

開 催 年 月 日 平成 16 年 9 月 24 日

開 催 場 所 角館広域交流センター

合併協議会委員定数 28 名

開 会 午後 1 時 30 分

閉 会 午後 3 時 35 分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

戸 沢 清

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

(秋田県)

本 間 智

以上 27 名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

藤 井 けい子 1 名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘

幹 事 浦 山 清 悦

浅 利 武 久

大 澤 隆

藤 木 春 悦

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸

事務局職員 高 橋 信 次

芳 賀 満希子

能 美 正 俊

高 橋 良 宣

高 倉 正 人

猪 本 博 範

藤 村 好 正

佐 藤 祥 子

富 木 弘 一

阿 部 聡

田 村 政 志

若 松 正 輝

会議次第

1．開会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の指名について

4．議題

協議案第49号 町名・字名の取扱いについて（継続協議）

協議案第56号 一部事務組合等の取扱いについて（その2）

協議案第57号 農林水産関係事業の取扱いについて

協議案第59号 社会福祉協議会の取扱いについて（提案）

その他

5．閉会

開会 13:30

○事務局長 皆様、本日は大変ご苦勞様でございます。ただ今から第 16 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに佐藤会長からご挨拶を申し上げます。

○会長 皆様、いろいろ行事等を伺っている状況でございますので、大変それぞれご苦勞をされていると思います。また、議会の方は、角館、西木の方は終了いたしました、私の方はもう一日ほど、最後の日程が残っている訳でありますけれども、いよいよ、秋に向けて進んでいる今日、それぞれ忙しい日でございましたが、田沢湖・角館・西木合併協議会の定例会を開会いたしたいと思います。今日それぞれ、提案して継続協議にしております、字等の関係について、この後、それぞれ各町村からご報告をいただいて、こうしたものを決定しながら、一つ一つ進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、一言開会の挨拶に代えさせていただきます。

○事務局長 どうもありがとうございました。それでは早速会議に入らせていただきますが、議事は会議次第に従いまして進めさせていただきます。ここで出席委員数を報告させていただきます。本日は西木村の藤井委員から欠席届が出ておりますので、27 名の委員の皆様のご出席を賜っております。合併協議会規約によりまして、会議が成立いたしますことをご報告いたします。委員の皆さまにお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成する為に録音しておりますので、発言の際は町村名とお名前を言ってからマイクを使ってご発言下さる様よろしくお願いいたします。なお、会議の議長は合併協議会規約によりまして、会長がつとめることになっておりますので、会長より進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただ今より第 16 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規定第 6 条第 3 項の規定により会議録署名委員 3 名を私から指名させていただきます。田沢湖町、稲田修委員。角館町、山本陽一委員。西木村、鈴木重蔵委員を指名いたします。それでは早速議事に入らせていただきます。始めに第 13 回の 6 月 25 日に協議会で提案をし、第 14 回協議会から協議をし、継続協議となっております 49 号町名・字名の取扱いについてを議題といたします。この案件につきましては、前回第 15 回協議会で各町村よりそれぞれ町村の協議の結果について報告いただいた所ありますが、本日の協議会で最終的な結論を報告していただき、確認をする事にいたしておりますので、各町村の協議結果をご報告いただいた後、協議をしてまいりたいと存じますのでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 異議なしの声がありますので、始めに各町村より報告をお願いします。最初に私から田沢湖町についての報告をさせていただきます。田沢湖町では、大字につきまして、田沢湖という名前を、町という字を外させていただきます、田沢湖町、次にはそれぞれの大字、生保内あるいは、そういう形で、田沢湖町の町名の町という字を外させていただいて、他は今まで同様の字をそのまま付けまして進めて参りたいということで意見の一致を見たところでありますので、このことをご提案し、よろしくお願い申し上げるしだいがあります。次に角館町さんの方から、前回は報告されておりますので、一応報告をいただいて進めて参りたいと思いますので。

○太田委員 角館町は前回と同様でございます。

○会長 次に西木村さんの方からお願いいたします。

○田代委員 前回、西木村では西木の下に付ける町村名ですが、西木町（ちょう）と言いましたけれども、角館町に合わせて、西木町（まち）にしたいと思います。大字名については、8つを7つにするというふうに前回提案しましたが、最終的に住民、団体、議会と調整した結果、大字名は8つでお願いしたいと思いますが、上桧木内はそのままです。下桧木内の下を取って、桧木内。西明寺から下6つは同じということで、更にその下には字数が159ありますけれども、字は159そのままをお願いしたいということであります。そういうことで前回と若干変更になりましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○会長 ただ今、それぞれ説明を申し上げました内容について、事務局長よりもう一度確認をして、お諮りしたいと思いますので、お願いいたします。

○事務局長 それでは、私の方から、ただ今三町村長からご説明がありました町名字名の取扱いについて、まとめてご説明いたします。田沢湖町は仙北市の後に田沢湖を付けるということであります。町は取りまして、田沢湖ということで、それから小字の字名は付けるということでございます。例えば、仙北市田沢湖玉川字何々となるということであります。角館町はここに書いてありますように町名数が21ございます。仙北市の後に角館町を付けるということであります。町名の場合は角館町細越町何番地となります。大字の場合につきましては、岩瀬という大字を外します。それから一番下の白岩広久内という字がありますが、これの白岩を外しまして、広久内という大字名にするということであります。それからその下の字名を外すということであります。例えば山谷川崎字となっておりますが、山谷川崎黒沢とか山谷川崎黒森というように、字名をとるということでございます。ただし、大字名と小字名が重なる場合につきましては、字名を付けるということであります。

す。山谷川崎の後に山谷と川崎と川崎袋という住所がありますが、この場合は山谷川崎字山谷、山谷川崎字川崎、山谷川崎字川崎袋というふうになるそうです。それから八割の後に八割という地名がありますが、八割字八割となります。それから川原の後に川原という地名がございますが、川原字川原というこの5つについては小字名を付けるという事でございます。西木村の場合は仙北市の後に西木町という大字名がつきます。上桧木内はそのまま残りまして、下桧木内の下を外して桧木内という字名にするということでございます。以上3町村の決定した事をご説明いたしましたが、これで終わります。

○会長 ただ今、事務局長から最終の確認の報告をいただきましたが、ただ今の報告を含めまして、委員の皆さんからご質問ご意見を伺いたいと存じます。はいどうぞ。

○伊藤委員 西木村の伊藤です。地名には長い歴史と伝統があって大変だと思いますが、田沢湖さんの角館東前郷という所の、歴史をわからないでの質問ですが、ここを角館を外すという考えはなかったのか伺います。

○会長 この事については、外すとかそういう意見はございません。現在の田沢湖角館東前郷で行きたいという考えかたです。はいどうぞ。

○辻委員 角館の辻でございます。今、報告されたものは現在の町村単位でそれぞれ三様三様の案が出ております。果たして、同じ市の中で地域ごとに全部住所のパターンが違うという事は、将来を考えた場合良い事でしょうか。私はそれこそ話し合いだから、同じようなパターンに統一するという事も考えてあたりまえではないかなと思いますけれども。これは私が考えた事ですけれども、皆さんはどうでしょうか。

○会長 ただ今ご発言がございました。提案の段階では各自治体のそれぞれの判断なり、それぞれの協議にお任せをして、それを皆さんで協議をして進めていくということで、当初の提案をして現在進めて来ている所でありますので、ただ今の意見もじゅうむかと思いますが、他にそれと併せてご質問あるとすればいただきたいと思います。提案の内容ではそういう考え方で事務局から提案をされているということでございますので、そういう考え方でご質問等いただければと思います。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○会長 なしという声がございしますが、もう一度確認をいたしたいと思いますが、それぞれ皆さん、大きな声でひとつ、申し上げていただければ大変ありがたいと思いますが、もう一度お諮りいたしますが、ただ今の提案の報告で進めたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 異議なしという声が、大きな声がございますので、それでは協議案件第 49 号については、調整の内容がそれぞれ決まりましたので、現行を基本として調整することに決まりましたので、これで決定をし、確認をいたしたいと思います。それでは次に協議案件 56 号から 57 号までの 2 つの案件について協議をしたいと存じます。内容については、第 15 回の協議会で説明をいたしており、委員の皆さんも十分検討をされたと思いますので、説明を省略し、早速協議案件 56 号一部事務組合等の取扱いについて（その 2）を議題とし、ご質問ご意見等さらにご発言をお願い申し上げます。

（「休憩」の声あり）

○会長 ただ今、そういうご発言がございしますが、休憩をして進めたいと思いますがいかがでしょうか。一応、皆さんにお諮りをして。

（「なし」という声あり）

○会長 良いですか。という事で内容はわかりませんが、皆さんからご承認をいただきましたので、暫時休憩いたします。

休憩 13：49

再開 13：58

○会長 それでは休憩以前に引続いて会議を再開いたします。その他ご質問ないでしょうか。

○稲田委員 これは、意見というか提案というか分かりませんが、いずれ今回の合併というのは合理化をはかるというのが、私は基本的だと思います。3 町の職員もどんどん年次計画で減らして行くという事で、やはりだぶ付く職員は私は居ると思います。総合的にいろいろな事を検討する意味で、やはりこの一部事務組合の関係についても十二分に、そこだけが聖域だということだけでなく、そこにも手を入れながら総合的なことを考えていただきたいということを、ご提案申し上げておきます。

○会長 他にございませんか。なければ、協議案件第 56 号について原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○会長 賛成という声がございしますので、第 56 号一部事務組合等の取扱いについて（その 2）は、ただ今出されましたものを含めて、今後の議題として行くわけではありますが、これは組合の方にお任せして、原案で確認したいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 異議なしということでございますので、56号については、ただ今のとおり確認する事に決定いたしました。次に協議案件の第57号農林水産関係事業の取扱いについてを議題といたします。この案件についても、第15回の協議会で提案説明をいたしておりますので、説明を省略いたしまして、皆様のご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。ご質問等いろいろお出し願いたいと思います。特になければ、ただ今の57号については、原案のとおり承認いたしても良いでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 異議なしということでございますので、協議案件第57号農林水産関係事業の取扱いについては、原案のとおり確認する事といたします。これで、今回の協議案件については終了いたしました。が、次回の10月に協議案件として、第59号社会福祉協議会の取扱いについての1案件を提案しておりますので、事務局より説明をいたしますのでよろしくをお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 それでは、協議案第59号についてご説明申し上げます。協議案第59号社会福祉協議会の取扱いについて。協定項目23-28でございます。社会福祉協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。20ページをご覧いただきたいと思います。調整の内容がありますが、1.社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併を支援する。2.社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努めるという内容でございます。現況でございますが、社会福祉協議会の現況としましては、ここに書いてありますとおり、それぞれの町村に社会福祉協議会がございます。事務所の位置はご覧のとおりでございます。役員定数もご覧のとおりでございます。田沢湖町、西木村につきましては、町村長がそれぞれ会長を兼ねております。事務局職員は田沢湖町5名。角館町7名。西木村4名でございます。事業部局職員は田沢湖町20名。角館町29名。西木村41名でございます。借地・借施設等については、それぞれ事務所の位置に書いてありますとおりであります。面積については記載のとおりでございます。調整方針としましては、社会福祉協議会についてはそれぞれの事情を尊重しながら合併を支援するということになります。次に主な単独事業及び補助事業でございますが、社会福祉協議会でございますので、社会福祉協議会の目的に添った事業を記載のとおり行なっております。それぞれ、ほとんど共通の事業を行なっている訳ですが、居宅介護支援事業所としまして、介護保険のご覧に書いております事業所として、いろいろ介護保険活動の活動を行なっているのが、最近の現況でございます。主な委託事業につきましても、

ご覧のとおりでございますが、特殊なものとしまして、西木村では下に書いてありますとおり、ひのきない保育園。かみひのきない保育園の受託運営を行なっております。次のページにまいります、補助金等につきましては、田沢湖町につきましては、社会福祉協議会補助金としまして、15年度が2,329万5,754円であります。角館町につきましては、補助金と3つの負担金がございます、合計額が15年度1,111万3,217円でございます。西木村につきましては、補助金としまして、1,716万3,000円の補助をしております。団体の事務局でございますが、社会福祉協議会で扱っている各種団体の事務でございますが、これも記載のとおりでございます。角館町においては、民生児童委員の協議会の事務局も行なっているということでございます。調整方針としましては、社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら、調整に努めるという内容でございます。現在、社会福祉協議会も合併に向けて協議を行っているところでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○会長 ただ今、説明が終了しましたが、これについてご質問等頂戴いたしたいと思います。

○稲田委員 田沢湖の稲田です。さっぱり分らないです。これは合併しても、それぞれ単独で生きて行きながら、いわゆる社会福祉協議会の事業を続け…。事業は分かるけれども、事務局も統合しないで、単独でやっていくという方針ですか。そのへんのあたりがはっきり分らないので、うちの方は、役場から職員が出向してやっているけれども、他は全然だと言う事で。皆、バラバラで生きていくのか。事業は分かるけれども、事務局体制がはっきりしないということです。

○事務局長 失礼しました。法律によりまして、社会福祉協議会は1市町村1つとなっておりますので、それぞれの社会福祉協議会が合併するという事でございます。現在社会福祉協議会で合併協議会を設けまして、協議を進めている所ではありますが、ほとんど協議が終了しまして、後は本局の位置ですか。それぞれの今ある所に、支部を設けて事業をやるそうでございますが、本部の位置がまだ決まっておらないということの協議が、まだそこまで協議しておらないという内容と聞いております。

○稲田委員 そうしますと、仙北市社会福祉協議会になって、会長は1名で、その下に今までの構成のものがあって、各支部みたいに分会みたいなものを作ることでしょうか。そのへんが分かりません。どういう形態になって運営されるのかということです。補助金も仙北市社会福祉協議会に1本で出る事ですね。そのへんのあたりもう少し詳しく。

○事務局長 仙北市社会福祉協議会となると思いますが、協議内容については承知しておりませんので、補助金は市から社会福祉協議会も1つになることですので、1本化されて

出ることあります。協議のそれぞれの事業内容少しずつ違う訳ですが、その協議の点については、私の方では把握しておりません。

○会長 暫時休憩して、現在の社会福祉協議会の今進んでいる状況を若干報告いたします。

休憩 14：09

再開 14：29

○会長 休憩以前に引続き、会議を再開いたします。

○田口（喜）委員 田沢湖の田口ですけれども、この調整内容には事情を尊重しながらとあるわけですけれども、どういう事情かといいますと、察しますと、基金の取扱い等でないかなと思いますが、その基金の取扱いについてはどのようになっているのか。また、3町村の社協が1つになる訳ですので、ここに示されておりますけれども、簡単に法定協で合併しますという事で合併できるのか、そこら辺の手続きがあるのではないかと思います。また、それに係る日数だとか、私良く分からないのですけれども、そこら辺分かっていると思いますので、教えていただきたいと思います。

○会長 手続きは、認可制度の中であるわけですので、事業内容等それぞれ、申請をするわけありますので。担当の方から、ただ今の内容については説明をさせます。

○事務局富木 ただ今質問いただきました内容について、事務局の富木と申します。3町村の社会福祉協議会の方でも同じように合併協議会という事で、3町村の評議委員の皆様から審議をいただいております。現在、会長が先程申しました通り、合併の協定項目、新市の事務所の位置を残しまして、ほとんど協議終わっております。新市の新しい事務所の位置が決まりました段階で同じように合併の契約書というものを社協さんの方でも作ります。契約書をつくりまして、調印式が終了したら県の方に、新市の社会福祉協議会ということで事業申請をする形になります。それで、県の方から認可をいただきまして、新市の合併の日をもって、新しい社会福祉協議会になると。そういう手続きをとる形で社協さんの方で進めております。基金の問題につきましては、それぞれ基本財産というのが100万円。社会福祉協議会さんの方で、基金の他に基本財産100万円ずつを持ち寄るということで決定をしております。新市の基本財産ということで300万円の基本金ですね。後は事務所の土地等は持ち寄るということで決まっております。基金につきましては、現在の協議会さんの方で事情がありますので、合併の段階で持ち寄るということには相談されているようですけれども、田沢湖町さんの基金の額が非常に多いということで、合併前に地域

そういう形で事業をやりたいと報告受けておりますけれども、その内容については、田沢湖町さんの社会福祉協議会の方で決定していただくということで、合併の段階でのそれぞれの財源は持ち寄るといような形で相談されておるようでございます。このような内容でよろしいでしょうか。

○田口（喜）委員　なかなか理解出来ないですけれども、契約書を作成して、3 町村の調印式を行なって、県に事業申請を行なって、県の認可が下りて、合併……。合併と言うのですか。言葉は。と言う事で良いのですね。分かりました。後これは、提案事項ですね。そうすればどの位かかるのですか、期間は……。契約書を作ってから県の認可が下りるまで。

○会長　4、5 ヶ月を要するとふうに受け止めております。少なくとも 11 月末位までには、そうした手続きを終了しなければいけないというふうな認識で作業をしております。11 月。11 月に申請が出来るように。そういう考え方で。しかし町の方の合併の推進と合わせてこれも進めていく、大きなことでありますので、いろんなものを含めて、当然町の方から支援をいただいて、福祉協議会が動くのでありますので、そういうのも十分協議をしながら、一緒になって進めていくことではないかということで、会長さんからはそういうふうに提案をされながら、審議をしております。

○田口（喜）委員　田沢湖の田口です。今、手続きには 4、5 ヶ月かかるということと。11 月中には県に事業申請をしたいという会長の発言でしたけれども、県に事業申請は調印式が終ってから、県に事業申請をするのですね。調印式ということは、結局、この合併の調印式と社福の調印式とは別に考えて良いということですか。

○会長　ただ今のご質問にありますように、先程、局長さんから説明がありますように、町と福祉協議会というのは、いずれ、中身はそういう指導とか、そういう支援というのがあるけれども、実際は運営は町と直接の関係は無いわけでありますので、もちろん、福祉協議会の単独で決議をして、単独で進めていかなければならない事業であるというのは変わりございません。ただし、市の合併と併せて協議を進めていかなければいけないというのが、会長さんからのご発言等ありまして、現在、そういう協議も並行しながら進めていこうということにいたしているところであります。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○会長　なしと言う声がございますので、この案件は継続協議といたしまして、次回に確認をして参りたいと思います。それでは今回提案をし、あるいは確認をいただいたものは全部終了いたしましたので、これで議事をすべて終了させていただきますが、はいどうぞ。

○戸沢委員 角館の戸沢ですが、前回の臨時会の時に、西木の伊藤邦彦委員さんから、冒頭に合併の期日の問題が、当初のスケジュールが大分ずれてきているということで、いったいどうなるのかと。そのスケジュールを。合併の期日並びにスケジュールと言うものをここではっきりしていただきたいと。今後の協議の為に。合併基本項目の4項目もありますので、そういう意味の発言がございました。それに対して、町長さん方が協議案件を終了した後に、次回の会議までにこの問題をあれして提案したいというお話でありましたので、西木の村政報告でも3月28日というものが出ております。私の方でも町長が町政報告の前に、あえてこの問題を言いましたし、特別委員会でもその事を受けて今日にいたっております。しかも、協提案になると思っておりました。どういうことになっておられるのか、そこらへんご説明いただきたい。

○会長 少々お待ちください。ただ今のご質問にお答えをいたしたいと思います。先程ご質問にありました、内容を含めて、過日の協議会の段階でそうした日程の話し合いをして現在いると。これも改めて提案したいという考え方は、お話申し上げました。ただ、事務所等の関係もございいますので、そういう事務所等の主たる事務所。こうしたものも、これから協議の議題にしながら、これは一緒にしていくべきでないかという考え方がありますので、そういう考え方で今回この合併の期日は見送りまして、改めて事務所のそうしたものを相談しながら、最終の決定をして行きたいという考え方でありますので、ご理解をいただきたい。なお、角館さんの方からもそういうお手紙等いただきましたが、そういう取扱いで参りたいということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○戸沢委員 伊藤委員さんの発言の背景には、会長さんもお承知かと思いますが、いろいろ住民その他、議会、それから我々議長3人でもスケジュールをきちっとしていこうと。当初のスケジュールよりも大分ずれてきている。当初の計画ではこういう状況でなかったのですが、合併の期日も迫っておりますし、こういう状況でいきますと、際限なく意思決定が延ばされる可能性があるのではないかという懸念がありましたし、そういう背景のもとに、おそらく伊藤さんが発言してくれたと思います。お伺いしますけれども、規約ですね、合併協議会の規約第2条に協議会に提案する必要な事項については、協議または調整する、いわゆる協議会に幹事会を置く事が出来ると。提案する事項についてですね。提案する事項についてこれまで、事前に幹事会で協議するか、諮るとかして提案してこられたのか。今回のこの件についても幹事会で会長が諮られてやられたのか。提案しないと決められたのかですね。既に、合併の期日というものは今回提案されるものだと思ってます。それから、その気持ちで精力的に10月いっぱいかかって、建設計画並びに事務所の位置

も協議しましょうと。そういう具合に私達受け止めて帰ったのですが。これまでは、提案事項というものは幹事会で協議して、ここに出されているのですか。システムについて聞いておきたいと思います。運営の問題で分からない点がありますので。

○会長 合併の期日については、幹事会というよりも、私どもそうした意見を十分交わしながら、最終のそうしたことを提案していくことになって、西木さんと、角館さんとも、幹事会を含めて協議をしてきた所でありますが、今申し上げましたように、日程的にはそういう考え方も、1つの考え方として、協議の議題にいたしました。が、正規な合併については、主たる事務所の決定等もまだ合併していない段階で、その事をもう少し中心に論議をするべきでないかという考え方に立って、これを進めて行くことが最も大事だという認識の中で、改めてそうした取扱いをしていくことだと認識をしながら、ただ今の内容のお話を申し上げた所であります。以上です。

○佐藤（宗）委員 西木村の佐藤でございますけれども、前回の協議会の中で確かに3月26、27が土日なので、28日を合併の目安に設定した方が良いのではないかと。そういうことも会長はおっしゃられております。これが第1点です。第2点は10月いっぱいまでには、全部の事務所なりを確定して行きたいというふうにも言っております。第3点につきまして、建設計画が大きな基本になるのであろうから、これも10月10日前後で決めてもらいたいと、私どもに申しておりますけれども。これが第3点目。この3つにつきまして、そのような発言についての、自分の考え方についてもう一度はっきり、また、それは駄目なら駄目でも良いのですが、いずれこの3月28日を目途の件。10月いっぱいまでに全部の事務所なりという件が第2点。第3点が建設計画を10月10日頃までに皆さんに決定していただきたい。この3点についてどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○会長 ただ今、この議事録の中にも、10月10日前後の会で事務所の提案を、議論をしていただいて、今月中には決定して行きたいという考え方は、この段階で申し上げておりますが、いずれ10日まで事務所を決めるという考え方の提案は、中ではいたしていませんで、10月に3回位の会合開きながら最終決定をしていこうというふうに、私は申し上げたように記憶してございますので、そういうことで現在の考え方を、事務所との整合を一緒に、そうしたものを決めていく必要があるのではないかと。

○佐藤（宗）委員 3点について、全部抽象的なもの、素案であって、全部そんなことは、今確約することは出来ないというか、その方向に進めて行くことは出来ないということですか。

○会長 お話を申し上げたとおりであります。

○田口（勝）委員 会長。9月7日に3町村の首長さんと助役、私ども参加して、一度打ち合わせしています。その中で会長が言っていることは、合併の期日については、17年の3月28日を予定すると。そういうふうに確認しております。もう1つは10月中旬に調印するスケジュールでもって進んで行きたいという事も言っています。もう1つは本事務所の位置については、事前の打ち合わせの中で協議をして行きたいという事を言っています。9月13日の臨時協議会の中では、スケジュールについて、伊藤さんに言われて大まかなスケジュールが発表されました。その中には本事務所については、分庁舎の機能とも関連があるので、もう少し協議をしたいという事を言っていますね。事務所の位置については、分庁舎の機能とも関連があるので、もう少し検討してみたいと。ただし、9月24日前に、その事について3町村で調整したいというお話をしていますね。それから、我々が今、他の委員の方も言っていますけれども、当然、今日提案されると、期日について提案されるものと理解しています。それは、分庁舎の機能と本事務所。そういうものは合併の期日と関係ない訳です。また、建設計画についても合併の期日とは関係ない訳です。関係ないということは、合併の期日は3月28日で良いのだと。それまでの間に建設計画なり、分庁舎の機能あるいは本事務所の位置。そういうものは検討して決めるということで、3月28日でいかがでしょうかというお話だったと思うのです。それを今ここに来て、なぜ延ばすのかと。先送りするのかと。我々、そういうふうな疑いを持つわけです。今まで確認して来ている内容から見ると、なぜ3月28日の合併期日を今日提案できないかと。今日は、会長の答弁から行くと、本事務所の位置の問題もあって、もう少し協議をしたいと。我々から見ると、本事務所の位置の検討というのは、合併期日とまったく関係ない話です。それをなぜやらないのかという事に対する不安と言いますか、不満と言いますか、そういうものを感じる訳です。特に3町村長なり3町村で打ち合わせ、あるいは議長さん方も入って打ち合わせしたものを、一人歩きするような形で変更して行ってるという会長の独断的なやり方について、私は非常に不満を持っています。皆で相談したら皆でもう一度相談して、先送りするなり、あるいは提案期日を変えるなりなのであれば分かりますけれども、一人でなぜ判断するのか、あるいは打合せをしない中でなぜ決められていくのか。すると、やはり我々法定委員としては、次は当然出るものだろうというふうに思って、私の方の議会の特別委員会でも、そういうお話をきっちりしているのです。それに対する意見も持ってきている訳です。3月28日で良いのかどうかと。なのに提案されないということになると、議会の人方の不信感をかうと思うのです。議会の法定委員がかってに合併期日を想定して宣伝したと。あるいは協議をさせたという形になってしまうと思います。それでは、

我々ついていけないと言う感じがします。このやり方では、少なくとも、3 町村長で気持ちを合わせるなり、議長さんが入っていた会議であれば議長さんの気持ちをきちっと整理をさせた上で、会長として発言していただかないと困ります。

○会長 ただ今の発言について、若干私からもう一度説明をさせていただきます。今回の協議に入る前に、皆さんと一緒にそうした日程等も一応お話し合いをした事は事実であります。それで決定をして、それに3 者ですぐ提案をするということでは、一応そういう目途に考えていこうという考え方で発言したことは事実であります。議事録の中ではそういう表現は無い訳ではありますが、いずれ、そういうことで進めていこうという決定をその段階ではしておりません。私の記憶ではしてございません。一応、そういう目安でいこうということであの時お話ししたのではないのでしょうか。それで決定するという表現はしてなかったと思います。大曲が22 日でそういう日程で。

○田口（勝）委員 事前の打ち合わせやってますね。7 日の日もやってるし、13 日の席上でもそういう答えしている。それで我々は今日提案されと思っているのです。今更、決定していないとかという話ではないです。3 町村長でも、議会議長入れても話しているのですよね。

○会長 そういう目安を考えようということで話をして、決定をしてないでしょう。あの段階で。暫時休憩をいたします。

休憩 14：47

再開 15：18

○会長 会議を再開させていただきます。ただ今、いろんな意見交換をさせていただきましたが、私の舌足らずと、なおまた日程的な調整の関係について、西木の田代村長から補足の説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○田代委員 ただ今、休憩前にそれぞれの委員の方々から、合併の期日に対して、前回の会議の発言等について、指摘しながらの質問ご意見があった訳ですけれども、水掛け論になってもどのようなものかということと、合併を成就する為にはそれぞれある程度冷静な立場に立ってこれを進めて行かなければならないということで、私が暫時このことについてお話をしたいと思います。議事録を見ますとそれぞれの委員の方々が指摘されたとおりでありますけれども、できるだけ早い機会にこれを、合併の期日を提案したいということでありましたけれども、その後、3 月 21 日に今日の合併協の提案案件として、意見調整

する予定でございましたけれども、9月です。3月28日合併を提案する為にです。ところがそれぞれの議会の調整等ございまして、私ども3人が会って調整する事が出来なかった訳であります。それで今日になってしまいました。そういうことで、今回提案出来なかった訳であります。そういう事で皆さんにご理解していただきたいのですが、出来るだけ早い機会に3人で再度調整をし、更には足りなければ議会の代表の皆さんからお知恵を借りながら、出来るだけ早い機会に合併の期日を提案いたしたいと思いますので、どうか今日の所はそれで納めていただけないものでしょうか。

○佐々木委員 3月28日について変更もありえるということですか。それはそれとして…。

○田代委員 それはそれとして、例えば私と角館の町長さんは、庁舎問題と期日は別の問題だと認識しておりましたけれども、田沢湖の町長さんが、庁舎問題と一緒に考え方という、今のところそういう開きがあるわけで、そういうことも含めまして、出来るだけ早い機会にこの3人の足並みを揃えた上で、ご提案したいと思いますけれども。

○佐々木委員 私、確認だけしておきたいのは、庁舎問題。先程、会長の発言があった訳ですけれども、期日そのものについては、3月28日ということはこの協議会の中で確認した上で、いつ提案するかという事については、今、田代副会長から話ありましたけれども、出来るだけ早い機会というふうに受け止めておいて良いのかどうかその点だけ。

○田代委員 先程から言っていますように、3人の考え方が一致しておりませんので、お答えしづらいところなのです。

○田口（勝）委員 議会で話していますよね。あなた方。それはどうなるのですか。ひっくり返すのですか簡単に。

○田代委員 暫時休憩いたします。

休憩 15：23

再開 15：30

○田代委員 本会議に戻して、私が暫時の間、議長役努めます。よろしいですか。皆さん方から、その他ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田代委員 なければ、先程言ったように、出来るだけ早い機会に、合併の期日を提案する事を最大限努力して、合併が3月28日に成就しますように、がんばってまいりたいと

思いますので、委員の皆さんのこの後のご協力をよろしくお願いいたします。今日予定されているの、その他についてはこれで終りまして、次回に予定されている件について、事務局から発表させます。まだ、次回の日程も決定しておりませんが、決定までの間、暫時休憩します。

休憩 15 : 31

再開 15 : 33

○会長 ただ今、事務局の方でいろいろ考えているのは、この前の建設計画の素案についても、事務局の方で、この前だされた意見等を若干の挿入をして行きたいという考え方で、事務局で作業をしているようでありますので、そういうのも含めて事務局からは、来月の5日の日までには仕上げて、建設計画のこの前指摘いただいたものを、補足的な説明をしたいという話は承っている訳であります。いずれこのことも角館さん、西木さんとの協議の上でと思っておりますが、事務局からはそういう話をされていますので、この後相談することにいたしておったところですが、いずれその後で、議会の終わった後にいろいろな相談をして、そういう日にちにして行きたいということには、事務局から言われていますけれども、そういう内容では事務局からお話を承っているところでありますので、その事だけは一言付け加えさせていただきたいと思います。改めて連絡するということにしたいと思いますが、事務局ではそういう順序で作業をしている所でもありますので、よろしくお願いいたしますと思いますが。いかがでしょうか。この前の素案をもう少しということでもありますので、そういうことを含めて、説明をしたいという。いいですねこのことについては。

(「なし」と言う声あり)

○会長 現在の事務局の内容を私から説明いたしまして、あとは事務局の方にお返ししながら、最後の閉じをいたしたいと思います。

○事務局長 それでは、本日の協議結果について確認いたします。協議案第49号町名・字名に取扱いについては、各町村長から報告いただきましたとおり確認いたしました。協議案第56号一部事務組合等の取扱いについて(その2)であります。原案のとおり確認いただきました。協議案第57号農林水産関係事業の取扱いについても原案のとおり確認いただきました。協議案第59号社会福祉協議会の取扱いについては、次回以降の協議会で確認いただきたいと思いますので、検討して下さるようお願いいたします。次回の

協議会は今、会長から言われましたとおり、10 月 5 日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。建設計画についてご協議願いたいと思っております。本日は長い間ありがとうございました。これを持ちまして、第 16 回田沢湖・角館・西木合併協議会を閉会いたします。

閉会 15：35

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員